

議案第 36 号

飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
について

飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

県営中山間地域総合整備事業の区分整理及び新たな県営事業の追加に伴う改正

飛驒市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例（平成16年飛驒市条例第162号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飛驒市県営土地改良事業分担金徴収条例

第1条中「県営中山間地域総合整備事業」を「県営土地改良事業」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業名	区分	分担金の総額
中山間地域総合整備事業	農業用排水路施設整備	
	一等水路	総事業費の3%
	一等水路以外の水路	総事業費の5%
	農道整備	総事業費の5%
	農地防災	総事業費の5%
	農用地改良	総事業費の5%
	農業集落道整備	徴収しない
農業集落防災安全施設整備	徴収しない	
経営体育成事業	ほ場整備	総事業費の7.5%
かんがい排水事業	農業用排水路施設整備	
	一等水路	総事業費の3%
	二等水路	総事業費の5%

	一等水路及び二等水路以外の水路	総事業費の7.5%
--	-----------------	-----------

備考

- 1 この表中一等水路及び二等水路の区分は、飛驒市土地改良事業分担金徴収条例（平成16年飛驒市条例第164号）の規定を準用する。
- 2 事務費は、総事業費に含まない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改 正 案		
<p>飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県営中山間地域総合整備事業</u>（以下「事業」という。）に要する負担金に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第3項の規定に基づき地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金として徴収する当該事業の受益者負担について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>			<p>飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県営土地改良事業</u>（以下「事業」という。）に要する負担金に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第3項の規定に基づき地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金として徴収する当該事業の受益者負担について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>		
地区名	区分	分担金の総額	事業名	区分	分担金の総額
飛騨西部地区	農業用排水路施設整備	総事業費の5%	中山間地域総合整備事業	農業用排水路施設整備	総事業費の3% 総事業費の5%
	農道整備	総事業費の5%		一等水路	
	農地防災	総事業費の5%		一等水路以外の水路	
	農業集落防災安全施設整備	徴収しない		農道整備	総事業費の5%
北吉城地区	農業用排水路施設整備	総事業費の5%		農地防災	総事業費の5%
	農道整備	総事業費の5%		農用地改良	総事業費の5%
	農用地改良	総事業費の5%		農業集落道整備	徴収しない
	農業集落道整備	徴収しない		農業集落防災安全施設整備	徴収しない
	農業集落防災安全施設整備	徴収しない		経営体育成事業	ほ場整備
				かんがい排水	農業用排水路施設整備

備考

事務費は、総事業費に含まない。

事業	一等水路	総事業費の3%
	二等水路	総事業費の5%
	一等水路及び二等水路以外の水路	総事業費の7.5%

備考

- この表中一等水路及び二等水路の区分は、飛騨市土地改良事業分担金徴収条例（平成16年飛騨市条例第164号）の規定を準用する。
- 事務費は、総事業費に含まない。

飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

県営中山間地域総合整備事業の区分整理及び新たな県営事業の追加に伴う改正

2 改正の内容

(1) 題名等の改正

新たに事業を開始する県営事業を追加するため、題名を「飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例」に改めるとともに、第1条中の事業名を改めるもの。

(2) 別表の改正

中山間地域総合整備事業の地区区分を廃し、同事業の農業用排水路施設整備に一等水路及び一等水路以外の水路の区分を加えるとともに、新たに開始する「経営体育成事業」及び「かんがい排水事業」の2事業を加えるもの。

3 施行日 令和2年4月1日